

登録番号 第 22906 号

ビルダー®フェルテラ®チェス®箱粒剤

- 特長：
- 育苗箱施用で、水稻初期、中期の主要病害虫である、いもち病、イネドロオイムシ、イネミズゾウムシ、ウンカ類、コブノメイガ、フタオビコヤガ、ニカメイチュウ等を同時防除できます。
 - 育苗箱当たり 50g 施用で、長期間にわたって高い効果を示すので、省力的、経済的です。
 - 育苗箱施用だけでなく、側条施用もできます。

有効成分	クロラントラニリプロール・・・0.75% ピメトロジン・・・3.0% プロベナゾール（化管法1種）・・・10.0%	包装	1kg×12 3kg×8 9kg×1
性状	類白色細粒	有効年限	3年
毒性	普通物*	危険物	-

*普通物：「毒物及び劇物取締法」（厚生労働省）に基づく、特定毒物、毒物、劇物の指定を受けない物質を示す。

【適用病害虫及び使用方法】

2023年04月01日付内容

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	クロラントラニリプロールを含む農薬の総使用回数	ピメトロジンを含む農薬の総使用回数	プロベナゾールを含む農薬の総使用回数
稲(箱育苗)	いもち病 ウンカ類 コブノメイガ ツマグロヨコバイ	育苗箱 (30×60×3cm、 使用土壌約5L) 1箱当たり50g	緑化期～ 移植当日	1回	育苗箱の苗の上から均一に散布する。	1回 1回 1回	3回以内 (移植時までの処理は1回以内、本田では2回以内)	2回以内 (移植時までの処理は1回以内)
	白葉枯病 もみ枯細菌病 内穎褐変病 イネドロオイムシ イネミズゾウムシ フタオビコヤガ ニカメイチュウ イネトムシ	育苗箱 (30×60×3cm、 使用土壌約5L) 1箱当たり50g	移植3日前～ 移植当日	1回	育苗箱の苗の上から均一に散布する。			
	いもち病 白葉枯病 もみ枯細菌病 内穎褐変病 ウンカ類 ツマグロヨコバイ コブノメイガ イネドロオイムシ イネミズゾウムシ フタオビコヤガ ニカメイチュウ イネトムシ	高密度には種する場合は 1kg/10a(育苗箱 (30×60×3cm、 使用土壌約5L)1 箱当たり50～ 100g)	移植3日前～ 移植当日	1回	育苗箱の苗の上から均一に散布する。			

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	クロラントラニリプロールを含む農薬の総使用回数	ピメトロジンを含む農薬の総使用回数	プロベナゾールを含む農薬の総使用回数
稲	いもち病 ウカ類 ツマグロヨコバイ イネトモイシ イネミスゾウムシ コブノメイガ	1kg/10a	移植時	1回	側条施用	1回	3回以内 (移植時までの処理は1回以内、本田では2回以内)	2回以内 (移植時までの処理は1回以内)

使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ秤量し、使いきること。
- (2) 育苗箱に処理する場合は、次の注意事項を守ること。
 - ① 育苗箱の苗の上から所定薬量を均一に散布し、茎葉に付着した薬剤は払い落としたのち、十分灌水すること。
 - ② 稲苗の葉がぬれていると、薬剤が付着して薬害を生じる場合もあるので、散布直前の灌水はさけること。
 - ③ 軟弱徒長苗、むれ苗、移植適期を過ぎた苗などでは薬害を生じるおそれがあるので、必ず健苗に使用すること。
 - ④ 本剤処理後の苗が急激な乾燥が起りやすい場所や温度変化が大きい場所で育苗した場合、薬害が生じるおそれがあるので、注意すること。
 - ⑤ 薬剤が育苗箱からこぼれ落ちないように処理を行うこと。
 - ⑥ 育苗箱 (30×60×3cm、使用土壌約5L) 1箱当りに乾糶として200から300g程度を高密度には種する場合は、10a当りの育苗箱数に応じて、本剤の使用量が
 - ⑦ 処理苗移植の本田の整地が不均整な場合は薬害が生じやすいので、代かきはていねいに行い、移植後田面が露出したりしないように注意すること。
 - ⑧ 処理苗を本田に移植したのちは、そのまま湛水状態(湛水深3～5cm)を保ち、稲苗が活着するまで田面が露出しないよう水管理に注意すること。
 - ⑨ 本剤の処理により、軽度の初期生育遅延や葉の黄化を認めることがあるが、その後回復するので通常の管理を維持すること。
- (3) 移植時に使用する場合は、次の注意事項を守ること。
 - ① 専用の移植同時施薬機を用い、側条施用すること。
 - ② 移植後は湛水状態(湛水深3～5cm)を保ち、稲苗が活着するまで田面が露出しないよう水管理に注意すること。
- (4) 本田が砂質土壌の水田や漏水田、未熟有機物多用田の場合は使用をさけること。
- (5) 移植後、低温が続く、苗の活着遅延が予測される場合には使用をさけること。
- (6) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- (1) 誤食などのないように注意すること。
誤って飲み込んだ場合には吐き出させ、直ちに医師の手当を受けさせること。
- (2) 散布の際は農薬用マスク、手袋、不浸透性防除衣などを着用するとともに保護クリームを使用すること。
作業後は直ちに身体を洗い流し、うがいをするのと同時に衣服を交換すること。
- (3) 作業時に着用していた衣服等はほかのものとは分けて洗濯すること。
- (4) かぶれやすい体質の人は作業に従事しないようにし、施用した作物等との接触をさけること。
- (5) 夏期高温時の使用をさけること。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨

- (1) 水産動植物(甲殻類)に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (2) 使用後は水管理に注意すること。
- (3) 器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨-----
通常の使用方法ではその該当がない。

貯蔵上の注意事項-----
直射日光をさけ、なるべく低温で乾燥した場所に密封して保管すること。